

取引規程 意見募集の結果（ご意見一覧）

No	意見提出対象	対象ページ番号 または条番号	お申し出 区分	ご意見内容	具体的提案	理由	回答
1	取引ガイド (案)	243	意見	<p>●差替え後の単独発電機または各リスト・パターンのΔkW約定単価は、差替え後の単独発電機または各リスト・パターンに応じたΔkW約定単価（関係規程類において望ましいとされる値）となるよう変更する必要があります。</p> <p>●ただし、差替え後の単独発電機または各リスト・パターンのΔkW約定単価が差替え前のΔkW約定単価を上回る場合は、差替え前のΔkW約定単価以下の値とする必要があります。</p> <p>と記載されているが、地内系統混雑が発生した場合については差替前のΔkW約定単価以下とする必要はないのではないか。</p>	地内系統混雑が発生した場合に調整力提供者の他電源により差替申請が可能な場合、差替後のΔkW約定単価とすべき。	地内系統混雑を調整力提供者が事前に予測することは難しく、かつ調整力提供者によって供出不可となるわけではない。 調整力提供者が代替不可申請をした場合、他の調整力提供者が市場外調達によって提供するΔkW価格にこのような制限は発生しないため、同列に扱うべきではないか。	電源差替えにより不要にΔkW約定単価が高い電源等に差替えを行われることで調達コストを最経済とする需給調整市場の目的を達成できなくなるおそれがございますので、差替え前のΔkW約定単価以下とするように設定させていただいておりますのでご理解いただきますようお願いいたします。
2	【説明資料】持ち下げ供出・起動費および上限価格の扱いに関する対応について（案）	12	意見	<p>●上限価格については、実需給日に対応する2週間前までに週間市場商品の商品区分ごとに市場運営者のHPで公表します</p> <p>●上限価格の公表にあわせて、公表した旨を取引会員さまへメールでご連絡いたします</p> <p>とありますが、公表された上限価格を目視確認するしかなければ、市場参加者側で登録ミスなどのオペレーションミスが発生する可能性があるため、システム間で自動取得できるようにする等の仕組みを導入いただきたい。</p>	API連携等の方法により、市場参加者側のシステムで上限価格をミスなく自動取得できるようなシステム環境を整えるべき。	ホームページへの上限価格掲載のみとなる場合、市場参加者は目視の確認により、人間系での操作等により、これを認識することになる。 その場合、登録ミス等のオペレーションミスにより、適切な調整力コストを反映できずに市場参加者に損失が発生したり、本来調整力として約定できる電源が応札で着なくなるなどの社会損失も発生し得るため、人為ミスが発生し難い環境を構築いただきたい。	<p>上限価格は、調達費用の抑制の観点から、2026年度に全商品が前日取引に移行するまでの暫定的な措置として、2024年度及び2025年度の間は週間市場商品について設定することで整理されております。</p> <p>2026年度以降は前日取引化に伴い、上限価格のあり方も見直される可能性があることから需給調整市場システムの改修期間等を踏まえ本制度に関してはシステム改修しないこととしております。</p> <p>上限価格の見直しについては、当面の間6ヶ月に1回程度で考えており、事業者さまには周知を徹底するものの、見直し回数も過度に頻繁にならないもので考えておりますので、ご不便をおかけいたしますが、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>
3	取引ガイド (案)	57	意見	電源等種別で「蓄電池」が存在しているが、この場合の説明も掲載いただきたい。			揚水発電設備もしくは蓄電池設備を用いて需給調整市場に参入する場合、取引規程第61条（細目的事項）1項（1）に定めるとおり、詳細については属地エリアの一般送配電事業者にご確認いただけますようお願いいたします。 なお、ご指摘を踏まえ、揚水発電設備および蓄電池設備については共通で説明可能な部分についてはお示しできるよう検討を進めさせていただきます。
4	取引規程 (案)	別冊（三次②・三次①・二次②） P.35 別冊（二次①・一次・複合約定） P.35 第23条（性能データに関わる提出資料） 第1項(5)	意見	「当該提出資料」「当該稼働データ」の示すものが不明瞭であるが、「定格出力」以外の要素（発電上限電力等）で市場運営者が認めていただければよいということか。			ご認識のとおりです。 いただいたご意見を踏まえ修正いたします。

No	意見提出対象	対象ページ番号 または条番号	お申し出 区分	ご意見内容	具体的提案	理由	回答
5	【説明資料】持ち下げ供出・起動費および上限価格の扱いに関する対応について（案）	13	確認	<p>・実需給日に対応する2週間前までに週間市場商品の商品区分ごとに市場運営者のHPで公表（取引会員にはメールも送付）と記載があるが、上限価格の改定の頻度はどれくらいを想定しているのかご教示いただきたい。</p> <p>（※システムに上限価格を登録する必要があるため、確認したい）</p> <p>・アナウンスタイミングは具体的に何曜日を想定していますでしょうか？</p> <p>・変更適用開始タイミングは週初めの土曜日と想定していますが、認識相違ないでしょうか？</p>			<p>上限価格の改定頻度については、当面の間6ヶ月程度を想定しております。</p> <p>更新については、上限価格が適用となる最初の実需給日の2週間前までに公表いたしますが、曜日については営業日によって作業期間が変わりますので前後いたします。</p> <p>変更適用開始タイミングについては、上限価格導入開始となる2024年4月1日以外は更新月の第一土曜日となる予定でございます。</p>
6	需給調整市場に関する契約書の覚書（案）	全般	意見	覚書中の条文のタイトル（第●条（〇〇）の〇〇）を削除いただきたい。		覚書見直しに伴う、条文タイトルの適切性の法務確認に時間を要するため。	<p>公表資料については、すべての事業者に対し分かりやすいものとなるように記載の平仄を合わせるようにしております。</p> <p>取引規程や契約書のひな型についても同様の記載方法としておりますのでご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、契約書や覚書の公表資料はひな型になりますので、詳細な記載内容のご相談については属地エリアの一般送配電事業者にご相談いただきますようお願いいたします。</p>
7	取引規程（案）	別冊（三次②・三次①・二次②） P.48 別冊（二次①・一次・複合約定） P.50 第32条（約定） 第7項	意見	上限価格を超過して入札・約定した場合の精算について	上限価格を超えるΔkW単価で約定した場合、差額の事後返還を求めるのではなく、市場システム側で当該取引を取り消すなど、約定しない対応への見直しをご検討いただきたい。	制度見直しに基づく対応であれば、本来、市場側で入札を受理しない等の対応にすべきところ、現行の規程案は、上限価格を超過する価格で誤入札した事業者に対して不利益が生じるリスクがあるものと思料。	<p>上限価格は、調達費用の抑制の観点から、2024年度及び2025年度の間は2026年度に全商品が前日取引に移行するまでの暫定的な措置として、週間市場商品について設定することで整理されております。</p> <p>2026年度以降については、前日取引化に伴い、上限価格のあり方も見直される可能性があることから、需給調整市場システムの改修期間等を踏まえ本制度に関してはシステム改修しないこととしております。</p> <p>また、取引規程 第61条（細目的事項）第1項(3)に該当する場合は、ΔkW約定価格の返還額を事後的に算定のうえ上限価格を適用いたしますので、上限価格を超過する入札を受理しない等の対応をすることも難しくなっております。</p> <p>ご不便をおかけいたしますが、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>
8	取引ガイド（案）	3	確認	当社は供出可能量が1,000kW以上となる系統用蓄電池リソース（ネガポジ）を用いて需給調整市場への参入を予定している。修正前の取引ガイドにおいては、当該リソースは“単独のネガポジリストパターン”で参入すると認識している。一方で、取引ガイド修正案P3下部※2に、「蓄電池設備について、参入予定の事業者は別途属地一般送配電事業者にご相談ください」という注記が追記されているが、供出可能量が1,000kW以上の蓄電設備（ネガポジ）で需給調整市場へ参入する場合、一般送配電事業者によっては単独のネガポジリストパターンで参入できない可能性があるのか。			<p>1,000kW以上の揚水発電設備および蓄電池設備で需給調整市場に参入いただく場合、原則、電源等種別を「揚水」または「蓄電池」としてご登録いただいております。</p> <p>揚水発電設備もしくは蓄電池設備を用いる場合は、設備形態等により詳細を個別に定めることとしております。</p> <p>揚水発電設備もしくは蓄電池設備を用いて需給調整市場に参入する場合、取引規程第61条（細目的事項）1項（1）に定めるとおり、詳細については属地エリアの一般送配電事業者にご確認いただきますようお願いいたします。</p>

No	意見提出 対象	対象ページ番号 または条番号	お申し出 区分	ご意見内容	具体的提案	理由	回答
9	取引規程 (案)	別冊（三次②・三次①・二次②） P.35 別冊（二次①・一次・複合約定） P.35 第23条（性能データに関わる提出資料） 第1項(5)	意見	単独発電機に対する継続時間の要件確認でのみ「その他、市場運営者が認めた場合は、当該提出資料をもってこれに代えることができる。」と記載が追加されたが、各リストパターンにも追加してはどうか。	各リストパターンの継続時間の要件確認でも「その他、市場運営者が認めた場合は、当該提出資料をもってこれに代えることができる。」を追加。	単独発電機のみ要件確認の代替手段を追加し、各リストパターンには追加しない理由が不明であり、事前審査の要件が不公平となるため。	取引ガイド75スライドに記載のとおり、単独発電機において制約等により「定格出力」での継続時間が確認できない場合に「発電上限電力」での継続時間の確認を認めることを想定して追記させていただいております。 各リスト・パターンの場合は、「供出可能量」での継続時間の確認をもって性能確認を実施しているため、今回想定した事例においては追記は不要と考えております。
10	取引ガイド (案)	365	確認	「属地一般送配電事業者は地内系統混雑が発生した場合、ΔkW約定量の供出不可について取引会員へ通知します。」とございますが、どのような方法で通知されるのか教えて頂きたい。（電話・メール・システム等）			地内系統混雑によりΔkW約定量が供出できなくなった場合は、電話およびメールを併用し通知する予定になります。 いただいたご意見を踏まえ、取引ガイドを修正いたします。
11	取引ガイド (案)	365	意見	一般送配電事業者からの「地内系統混雑のΔkW抑制の通知」の通知タイミングを記載いただきたい。	属地一般送配電事業者は地内系統混雑が発生した場合、ΔkW約定量の供出不可について前日17時まで取引会員へ通知します。	通知タイミングが明確でないと事業者側の対応体制などが検討できないため。	地内系統混雑によりΔkW約定量が供出できなくなった場合は、実需給日の前日17時以降に可能な限り早い時間帯に通知いたします。 いただいたご意見を踏まえ、取引ガイドを修正いたします。
12	取引ガイド (案)	365	確認	出力抑制指令は抑制指令後に指令の取り消しが存在するが、一般送配電事業者から通知される「ΔkW約定量の供出不可」については取り消されることはなく、再度ΔkW供出が求められることはないという認識であっているか。			ご認識のとおりです。 なお、余力活用に関する契約等がある場合、需給状況に応じて属地エリアの一般送配電事業者から指令されることはございます。
13	取引ガイド (案)	365	意見	一般送配電事業者からの「地内系統混雑のΔkW抑制の通知」の通知方法に、システム連携を追加していただきたい。		メールや電話での通知では人間系での対応が必須となり、対応遅延や処理漏れなどリスクが考えられるため。	至近においては、地内系統混雑によりΔkWを供出できなくなった約定結果の通知が発生することは稀頻度であると考えております。 ご意見については今後の検討の参考とさせていただきます。 ご不便をおかけいたしますが、ご理解いただきますようお願いいたします。
14	取引ガイド (案)	365	確認	地内系統混雑の場合のみ記載されているため、エリア需給バランス起因の出力抑制対応についても記載いただきたい。 また、エリア需給バランス起因の出力抑制で「ΔkW約定量の供出不可」とならず、ΔkWの供出が求められる場合、リソースは出力抑制要件のステップ制御が求められ、需給調整市場アセスメントⅡの要件に適合しないことを危惧している。			エリア需給バランス起因で出力抑制された場合は、「ΔkW約定量の供出不可」の対象になりませんので、実需給に向けてご準備ください。 出力抑制等を含む指令により取引規程第26条（取引対象のΔkW）に定めるΔkWの要件を超えて指令を行った時間を含むときは、取引規程に記載のとおりアセスメントⅡ対象外となります。

No	意見提出 対象	対象ページ番号 または条番号	お申し出 区分	ご意見内容	具体的提案	理由	回答
15	取引ガイド (案)	365	確認	精算に関する確認。 地内系統混雑の場合は、約定結果は記載され、当該ブロックはペナルティ1.0倍、という精算の取扱いとなるという理解でよいか。(何によるペナルティか判別がつくような精算フォーマットになっているか)			精算の取扱いについてはご認識のとおりです。 バックデータの帳票については2025年度向けに地内系統混雑によりΔkW約定量が供出不可となった約定が判別できるように表記する予定でございます。 なお、2024年度中は地内系統混雑の抑制によるΔkW約定量が供出不可となる約定が発生しない予定でございます。
16	取引ガイド (案)	249	確認	複合約定のイメージについて 複合約定時の差し替えのイメージを記載いただいているが、一次調整力と三次調整力①の2商品の複合約定で、供出可能量が一次調整力>三次調整力①の場合のイメージを教えてください。		連続していない商品区分での複合約定は可能なのか。 また供出量が一次>三次①のケースは考慮されているのか。	一次調整力と三次調整力①のような、連続していない複数の週間市場商品での複合約定は可能です。 また、高速商品の供出可能量が低速商品の供出可能量より大きくなる場合も問題ございません。 ただし、複合商品に入札する場合は、複合入札対象商品のうち入札時点における供出可能量が最も大きな商品を入札していただき、他の商品はそれぞれ内数として供出可能量の範囲で全量入札していただく必要がございます。
17	取引ガイド (案)	53	確認	今回、取引ガイド P.53の一次調整力オフライン枠の要件箇所が「-」のままとなっております。 ①1MW以上の蓄電池は、単独発電機区分にて一次調整力オフライン枠に参入可能でしょうか。 ②①が可能である場合、要件についてはいつ反映される見込みでしょうか。 ③①が不可である場合、発電機リスト・パターンが1MW未満の蓄電池を想定していることから、1MW以上の蓄電池は、ネガポジリスト・パターンのみ、一次調整力オフライン枠に参入可能という整理になりますでしょうか。	②一次調整力オフラインの瞬時供出電力について、単独発電機での参入が可能な場合、リスト・パターンと同様に1分値(1秒基準値ではなく1分基準値電力を提出する場合)の計画提出を準備して良いものか確認させていただきたい。	23年11月に実施した属地一般送配電事業者様との意見交換会において、1MW以上の蓄電池に関しては、単独発電機区分にて一次調整力オフライン枠に参入可能予定、今回の改定案において、単独発電機のオフライン枠要件について追記される予定とお伺いしていたため。	第42回需給調整市場検討小委員会 資料3で1MW以上の蓄電池のオフライン枠への参入要件が整理されております。 1MW以上の蓄電池においては、設備容量が1MW以上10MW未満かつ電圧階級が特別高圧(一部の22kV等)・高圧の蓄電池に限りオフライン枠への参入を認めることとしております。 なお、揚水発電設備もしくは蓄電池設備を用いる場合は、設備形態等により詳細を個別に定めることとしており取引規程・取引ガイド等には詳細を記載しておりません。 提出する計画等についても各リスト・パターンと異なるおそれがございますので、取引規程第61条(細目的事項)1項(1)に定めるとおり、詳細については属地エリアの一般送配電事業者にご確認いただけますようお願いいたします。 また、ご指摘を踏まえ、揚水発電設備および蓄電池設備については共通で説明可能な部分についてはお示しできるよう検討を進めさせていただきます。
18	取引ガイド (案)	338	確認	1MW以上の蓄電池が、一次調整力オフライン枠にネガポジリスト・パターン区分にて参入する場合、蓄電池への充電は需要リソースとは見做されない、つまり、「※3 需要リソースを用いる場合」には該当しない、という理解で宜しいでしょうか。	蓄電池による参入の場合、実質上、ネガポジであっても、発電機リスト・パターンと同様の計画提出で問題ないか確認させていただきたい。	蓄電池の市場参入に関するシステム側での対応要件を確認するため。	1,000kW以上の揚水発電設備および蓄電池設備で需給調整市場に参入いただく場合、原則、電源種別を「揚水」または「蓄電池」としてご登録いただいております。 「揚水」または「蓄電池」については設備形態等により詳細を個別に定めることとしております。 提出する計画等についても各リスト・パターンと異なるおそれがございますので、取引規程第61条(細目的事項)1項(1)に定めるとおり、詳細については属地エリアの一般送配電事業者にご確認いただけますようお願いいたします。
19	取引ガイド (案)	253	意見	①「原則として」が追加になった背景をご教示ください。 ②例外的なケースはどのようなケースが考えられるのでしょうか。 ③あくまで、例外的な約定処理がされる可能性があるのは週間市場商品のみであり、三次②については①②は対象外と考えてよいでしょうか。	左記①②③が分かるような注釈や背景となった審議会資料のリンクを記載追加頂くなどご検討いただけますと幸いです。	約定処理タイミングが例外的に変わる可能性がある場合、市場参加者の業務影響が大きいと考えるため	第44回需給調整市場検討小委員会 資料3で複合約定ロジックの計算時間が長時間化するケースについて示されたため、取引規程を修正させていただいております。 複数の要因の組み合わせにより計算が長期化するため、約定処理が15時を超えるケースを特定して記載することは難しくなっております。 三次調整力②についてはこれまでとおり15時までに約定処理が完了する予定でございますので、三次調整力②の取引規程別冊に記載した「原則として」については削除させていただきます。

No	意見提出 対象	対象ページ番号 または条番号	お申し出 区分	ご意見内容	具体的提案	理由	回答
20	取引規程 (案)	別冊（三次②・三次①・二次②） P.82 別冊（二次①・一次・複合約定） P.90 第50条（料金等の授受） 第3項	確認	請求書の発行が起算日から6日以内とあるが、土日祝祭日を含む6日間でしょうか。		請求書を発行対応する体制について影響があるため。	ご認識のとおり、起算日から土日祝日を含む6日以内に請求書を送付いただきますようお願いいたします。
21	取引規程 (案)	別冊（三次②・三次①・二次②） P.82 別冊（二次①・一次・複合約定） P.90 第50条（料金等の授受） 第4項	確認	一般送配電事業者から取引会員へ通知される請求書等には、リソースごとに明細が付帯されていますでしょうか。アグリゲータの場合、リソースごとに清算が必要となるため、サンプルを確認させていただけないでしょうか。			バックデータについては入札単位での明細となりますので、各リスト・パターンにおけるリソース単位の明細はございません。 サンプルについては市場運営者HPに算定諸元仕様書として公表しておりますのでご確認ください。
22	取引規程 (案)	別冊（三次②・三次①・二次②） P.31 別冊（二次①・一次・複合約定） P.31 第21条（性能確認） 第3項	確認	第3章 事前審査の（性能確認）の3に「稼働実績データ等については、当事者以外が作成したもの」について“当事者以外”とは第三者の認定機関でしょうか？ 当社の協力会社でも可能でしょうか？具体的に例示いただければ幸いです。			取引ガイド72スライドに記載のとおり、法人格が異なっていれば「当事者以外」と判断いたしますので協力会社でも問題ございません。 当事者以外が作成した資料の採用可否に関する具体例についても当該スライドにお示ししておりますのでご確認ください。
23	取引規程 (案)	別冊（三次②・三次①・二次②） P.31 別冊（二次①・一次・複合約定） P.31 第21条（性能確認） 第3項	確認	第3章 事前審査の（性能確認）の3に「ただし、実証事業等に活用したデータについて、属地エリアの一般送配電事業者が認めた場合には、当事者が作成したものでも可能とする。」について、“実証事業”とは、官公庁の補助事業等に応募したものに限りませんか？民間企業独自の（進行中）実証事業も含まれますでしょうか？			取引ガイド72スライドに記載のとおり、実証事業の結果は、「当事者以外が作成した結果」を「当事者以外も確認（認証）した結果」と解釈し認めております。 当事者以外が確認（認証）した民間企業独自の実証事業の稼働実績データであれば採用いたします。
24	取引ガイド (案)	127	意見	「事前審査>実働試験の概要」について、具体的な方法（概要）として表形式でまとめていただいておりますが、項目とそれに対応する実施内容が各商品区分毎に異なっており分かりづらいので統一していただきたい。 例：P127三次①において評価方法として「実出力（実需要）と基準の差」と記載、一方でP190では評価対象として「実出力（実需要）と基準の差」と記載している。			実働試験の実施内容については、商品区分ごとに異なる評価を実施しておりますので、商品区分ごとに記載が異なる箇所がございます。 例に記載いただいた箇所については、127スライドの三次調整力①の評価対象については簡易指令システムにおける記載となっており、「送電端で確認」としておりますが、190スライドの二次調整力①では専用線が要件となっておりますので、「発電端を送電端値に換算し確認」という記載となっております。

No	意見提出 対象	対象ページ番号 または条番号	お申し出 区分	ご意見内容	具体的提案	理由	回答
25	取引ガイド (案)	319	意見	実働試験時と実需給時点での提出対象計画が比較できるよう一覧化した整理表を記載いただきたい。	該当ページにて、実働試験時に提出計画は箇条書きで記載されており、実需給時においてはP319のような一覧化がされている。両社を統合して差分が確認できるような形で整理していただくことをお願いしたい。		取引ガイドは時系列順にスライドを作成しており、実働試験に関する内容は当該内容について連続したスライドとなるように整理し、実需給での提出計画についても同様に当該内容について連続したスライドとなるように整理しております。 実需給での提出計画として実働試験で提出する計画を誤認して出すことが無いように分けて記載しておりますので、現行の記載とおりとさせていただきます。
26	取引ガイド (案)	249~251	確認	12/1時点の取引ガイド（第3版）と比較して、週間市場商品約定単位の区分に見直しが行なわれているが、今回変更された理由・経緯を伺いたい。		12月1日時点の取引ガイド（第3版）では、同一の週間市場商品約定単位内の商品区分ごとの約定量はすべて同量となっている。また、2023年7月実施の2024年度需給調整市場取引に向けた需給調整市場システム説明会資料2「事前にいただいたご質問への回答」5スラに記載されている約定結果取得イメージも同一の週間市場商品約定単位内の商品区分ごとの有効約定量はすべて同量または「0」となっている。（今回の修正後商品ガイド261~262スライドの約定結果例についても同様） 以上の内容を踏まえて、7月の説明会以降、実際の約定結果についても同様の結果が得られる前提で複合商品の約定処理に係る社内システムの構築を進めてきたが、今回の変更のとおり約定がなされるのであれば、社内システム仕様への影響が非常に大きいため、確認させていただきたい。	約定単位の区分に関する見直しは行っておりませんが、説明する内容により用いる例を変えております。 取引ガイド等に記載しているイメージ図は複合約定の例としてお示ししているもので、分かりやすさの観点から週間市場商品約定単位で同量の値となるイメージで記載させていただいております。 今回、イメージを変更させていただいた経緯としては、電源差替え不可となる例を明確化するために変更させていただいております。 実際の複合約定においては、今回の改定イメージのように週間市場商品約定単位で同量とならない場合がございますのでご了承ください。
27	取引ガイド (案)	249~251 261 262	確認	取引ガイド内に示されている約定例について、同一の約定単位の商品区分別の内訳は、すべての例において高速商品の約定量 \leq 低速商品の約定量となっているが、高速商品の約定量 $>$ 低速商品の約定量となるようなケースは発生しうるのでしょうか？また、発生しうる場合、具体的にどのような条件で、どの程度の頻度で発生するのか、ご教示いただきたい。		社内システム仕様への反映を検討しているため確認させて頂きたい。	基本的には低速商品のほうが応動時間が長く設定されておりますので、供出可能量は低速商品のほうが大きくなることで想定しております。 例えば、設備状況等に応じて高速商品の供出可能量が低速商品よりも大きくなることも想定されますのでその場合は高速商品の約定量が低速商品よりも大きくなる可能性がございます。 発生頻度については参入事業者の設備状況等によって変わりますので、現時点ではどの程度発生するかお答えすることはできません。
28	取引ガイド (案)	249~251 261 262	確認	取引ガイド内に示されている約定例について、すべての約定単位例では隣り合う商品を跨いで複合約定しているケースは見受けられないが、下記のようなケースでの約定は発生しうるのでしょうか？また、発生しうる場合、具体的にどのような条件で、どの程度の頻度で発生するのか、ご教示いただきたい。 約定単位例【一次約定量：100、二次①約定量：0、二次②約定量：0、三次①約定量：200】		社内システム仕様への反映を検討しているため確認させて頂きたい。	一次調整力と三次調整力①のような、連続していない複数の週間市場商品での複合約定は可能です。 ご提示いただいたケースの場合、一次調整力および三次調整力①のみで需給調整市場に参入している場合にそのような約定となることが想定されます。 発生頻度については参入事業者の状況によって変わりますので、現時点ではどの程度発生するかお答えすることはできません。

No	意見提出 対象	対象ページ番号 または条番号	お申し出 区分	ご意見内容	具体的提案	理由	回答
29	【説明資料】持ち下げ供出・起動費および上限価格の扱いに関する対応について（案）	11～16	意見	<ul style="list-style-type: none"> ・上限価格については、価格規律にもとづき行われた入札に対して、市場運営者側の選択として、一定以上の価格の札を約定させない仕組みと理解しております。 ・このような仕組みの趣旨や、上限価格を定期的に見直すことも予定されている中、応札事業者側において、上限価格を超えた入札を意図せず行うリスクも存在することを踏まえると、上限価格を上回る入札は約定しない（もしくは入札できない）といった処理ができるようシステムを整備することが適切ではないか。 ・仮にシステム改修にリードタイムが必要となり、当初からの対応が困難である場合、約定後に応札事業者から上限価格以上での入札を取り消したい旨の申し出があった場合には取消しを認めるなどの運用対応を行うべきではないか（なお、調整力の不足分については前日市場において追加調達する機会があるという整理と理解しております）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・上限価格を上回る入札は約定しない（もしくは入札できない）といった処理をシステムに対応いただきたい。 ・システム手当てが困難である場合、事後の取消しを認めるなど、運用において柔軟な対応をとっていただきたい。 	<p>制度趣旨を踏まえた適切な市場運営のため。</p>	<p>上限価格は、調達費用の抑制の観点から、2024年度及び2025年度の間は2026年度に全商品が前日取引に移行するまでの暫定的な措置として、2024年度及び2025年度の間のみ週間市場商品について設定することで整理されております。</p> <p>2026年度以降については、前日取引化に伴い、上限価格のあり方も見直される可能性があることから、需給調整市場システムの改修期間等を踏まえ本制度に関してはシステム改修しないこととしております。</p> <p>また、取引規程 第61条（細目的事項）第1項(3)に該当する場合は、$\Delta k W$約定価格の返還額を事後的に算定のうえ上限価格を適用いたしますので、上限価格を超過する入札を受理しない等の対応をすることも難しくなっております。</p> <p>ご不便をおかけいたしますが、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>
30	【説明資料】持ち下げ供出・起動費および上限価格の扱いに関する対応について（案）	11～16	確認	需給調整市場システムを改修して対応するのか、現行同様応札者側で上限価格入札を考慮していくことを志向していくのか等、今後の方向性について見解をいただきたい。		社内システム仕様への反映を検討しているため確認させてほしい。	<p>上限価格は、調達費用の抑制の観点から、2026年度に全商品が前日取引に移行するまでの暫定的な措置として、2024年度及び2025年度の間は週間市場商品について設定することで整理されております。</p> <p>2026年度以降については、前日取引化に伴い、上限価格のあり方も見直される可能性があることから、需給調整市場システムの改修期間等を踏まえ本制度に関してはシステム改修しないこととしております。</p> <p>ご不便をおかけいたしますが、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>
31	取引ガイド（案）	241	意見	市場取引に制限をかけるべきではないため、上限価格の設定を撤廃するべきではないか。	上限価格の撤廃	<ul style="list-style-type: none"> ・市場価格に上限を設けることは、市場経済の原則に反し、自由な市場取引の制限となるため ・各電源のkWh創出原価が、上限価格より高い場合も想定され、原価割れでの調整力供出する可能性もあるため 	<p>上限価格の設定については第67回電力・ガス基本政策小委員会 資料5で整理されております。</p> <p>需給調整市場の足元の課題として、調達費用の抑制が挙げられており、2026年度に全商品が前日取引に移行するまでの暫定的な措置として設定することとしておりますのでご理解いただきますようお願いいたします。</p>
32	【説明資料】持ち下げ供出・起動費および上限価格の扱いに関する対応について（案）	12	意見	前提として市場経済の原則に反する上限価格の設定は相応しくないと考えるが、現在の上限価格の設定方法は、三次調整力②を参照していることから、各商品それぞれの単価を参照し、上限価格を設定するべきではないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・各商品ごとに、上限単価算出基準を設定する ・上限単価算出基準の式では、それぞれの商品の加重平均単価を用いる 	<p>商品の特性により需要・供給の状況は異なり、三次②加重平均単価を他商品（三次①、二次、一次）の上限価格設定において参照するのは妥当ではないため</p>	<p>上限価格の水準については、第89回制度設計専門会合 資料7で、不確実性がある週間取引で無理に調達せず、リスクを減らした価格で取引する指標として用いられるものと整理されております。また、取引状況に応じて見直されることとされており、上限価格の導入から当面の間は、火力の追加起動を妨げないことおよび、スポット市場・電源 I の固定費水準を考慮し、三次調整力②を参照することといたします。</p> <p>三次調整力②の約定価格の加重平均を用い上限価格を設定させていただくものの、取引状況を踏まえ上限価格の水準については不断に見直すこととしておりますので、妥当性を欠いていると判断した場合は改善するよう努めます。</p>

No	意見提出 対象	対象ページ番号 または条番号	お申し出 区分	ご意見内容	具体的提案	理由	回答
33	取引規程 (案)	6	確認	(7)ネガポジリスト・パターンに契約受電電力1000kW未満の記載があるが1000kW以上の記載がないが、取引規定では入札単位の定義をしているため、取引ガイドp.3に記載のある通り、ネガポジリストで1000kW以上であってもその地点のみで入札すれば、入札可能との認識であっているか。			ご認識のとおりです。 発電リソースと同一地点の需要リソースを用いて、地点単位での供出可能量が1,000キロワット以上となる場合に限り、地点単位でネガポジリスト・パターンを用いて入札することを認めております。
34	【説明資料】持ち下げ供出・起動費および上限価格の扱いに関する対応について (案)	13	意見	資料の13ページに記載の上限価格の周知方法について、どのようなファイル形式で実施する予定でしょうか。APIやCSVファイルでの情報取得を可能にするなど、各事業者が情報を機械的に取得できるような対応をお願いいたします。			上限価格は、調達費用の抑制の観点から、2026年度に全商品が前日取引に移行するまでの暫定的な措置として、2024年度及び2025年度の間は週間市場商品について設定することで整理されております。 2026年度以降については、前日化に伴い、上限価格のあり方も見直される可能性があることから、需給調整市場システムの改修期間等を踏まえ本制度に関してはシステム改修しないこととしております。 上限価格の見直しについては、当面の間6ヶ月に1回程度で考えており、事業者さまへの周知の徹底は行いますが、見直し回数も過度に頻繁にならないものとなることで考えておりますので、ご不便をおかけいたしますが、ご理解いただきますようお願いいたします。
35	取引ガイド (案)	485	意見	供出事業者として、常に自らの応動結果を踏まえてアセスメントⅡへの適合を確認し、もし正しく応動できていない場合は自律的に原因究明を進め、改善の工夫をすべきものと認識しております。一方、事業者がアセスメントⅡの結果を受領する機会は月に1回しかなく、さらに、その月1回のタイミングで3回/月以上の不適合があると取引が停止され、再審査終了まで再入札できない事態となってしまう可能性があります。そのため、一般送配電事業者がアセスメントⅡに使用する評価ロジックをツールとして供出事業者側にも共有いただき、供出事業者が自らの約定量や出力実績を入力することでアセスメントⅡの結果を自己採点できるような環境を整えていただけないでしょうか。 もしツールの共有が難しい場合は、事業者がアセスメント要件を適切に確認するために、取引ガイド485ページに記載の許容範囲の算定方法について、複合約定における商品の組み合わせ全26パターンごとに表形式で具体的に提示していただけないでしょうか。			各商品のアセスメントⅡについては、システムやツールだけでなくシステム外処理も含めて行っており、ご提供できるようなツールを準備することが難しくなっております。ご不便をお掛け致しますが、ご理解いただきますようお願いいたします。 いただいたご意見を踏まえて複合約定における表形式での商品の組み合わせについて、取引ガイドに追加いたします。
36	取引ガイド (案)	371	意見	供出事業者として、一般送配電事業者からの供給指令に対して正しく応動ができていない場合は自律的に原因究明を進め、改善の工夫をすべきものと認識しております。他方、事業者がアセスメントⅡの結果を受領する機会は月に1回しかなく、さらに実需給月の翌々月の通知となるため、前述の改善の工夫が遅れることにつながる可能性があります。そのため、アセスメントⅡの不適合が生じた時点でその不適合の内容と合わせて一般送配電事業者から当該事業者にご連絡をいただけないでしょうか。			すべての取引会員のアセスメントを行うため、大量のデータを取り扱うことから、翌々月の精算時に通知させていただくこととしております。 アセスメントⅡは取引会員への指令値および取引会員から提供される瞬時供出電力をもとに行いますので、不適合の状況を都度把握されたい場合は、取引会員にてご確認をお願いいたします。

No	意見提出 対象	対象ページ番号 または条番号	お申し出 区分	ご意見内容	具体的提案	理由	回答
37	【説明資料】持ち下げ供出・起動費および上限価格の扱いに関する対応について（案）	7	意見	持ち下げ・起動費の精算に係る業務フローのうち、「N+1月」の”原則1営業日まで”について、起動費取り漏れ申請時の時期同様、“原則5営業日まで”等へ緩和し、事業者が確実にオペレーションが可能となるようなリードタイムを確保するべきではないか。		24年度より週間高次商品が増加することにより、約定ユニットが増えることが想定される。約定ユニットが増えると、事後精算の有無を確認する件数が現行よりも増加すると考えられるため、“1営業日”までという現フローは実務者の負担を考慮すると現実的な期限ではないと思料。 1営業日までの提出を優先した結果、月末に応札しないという選択をとる事業者がいる可能性もあると考えられる。	持ち下げ供出については約定時点、起動費については実需給時点で返還要否を判定することが可能であり、取引会員は日ごとにて約定単価内訳兼返還情報を管理していただくものと認識しております。そのため、翌月第1営業日まで実務時間の余裕を確保できておりますので、ご理解のほどお願いいたします。 なお、年末年始やゴールデンウィーク等のため、第1営業日に約定単価内訳兼返還情報を提出できない場合は、事前に属地の一般送配電事業者へご相談ください。
38	【説明資料】持ち下げ供出・起動費および上限価格の扱いに関する対応について（案）	10	意見	No6の返還分控除後単価の算出に用いる「起動費単価分」について、起動費返還区分は問わないということか。仮に起動費返還区分を問うということであれば、上限単価を超過したことにより回収できなかった起動費については、取漏れ申請を行い以降の入札価格への計上を可能とすべきではないか。		「起動費単価分」が返還要のものを指す（＝返還しない起動費は返還分控除後単価に含まれる）ということであれば、起動費を計上することにより上限単価を超過する場合の応札は起動費回収が見込めず、かつ取漏れ申請ができないということであれば、応札を控える事業者がいると考えられる。	電力・ガス取引監視等委員会が策定する需給調整市場ガイドラインで「取り漏れが生じた起動費等については、その相当分の額について当該年度の先々の取引において計上することを許容する」ことが示されておりますので、取引会員の以降の取引の中で回収いただきますようお願いいたします。
39	【説明資料】持ち下げ供出・起動費および上限価格の扱いに関する対応について（案）	13 16	意見	13ページおよび16ページの下部イメージで記載されている内容については、あくまでイメージであり、今後変われるということか。あくまでイメージということではなく、現時点での基本的な考え方ということであれば、イメージ図内だけでの記載ではなく、説明資料内で別だしし考え方を記載いただきたい。		例えば13ページに記載の上限単価の設定方法については、取引会員にとっては重要な事項であると認識しているが、重要な事項について、あくまでイメージなのか決定事項なのか不明瞭な形で記載されることは適切ではないと考えられる。	公表イメージ内の記載において、入札・精算等の取引に必要な内容は説明資料内または取引ガイド等で別出ししてご説明しております。 また、上限価格の詳細につきましては、市場運営者HPに公表しておりますのでご確認ください。 上限価格の考え方については電力・ガス基本政策小委員会及び制度設計専門会合等の審議会で議論されておりますので、各審議会の資料でご確認いただきますようお願いいたします。
40	【説明資料】持ち下げ供出・起動費および上限価格の扱いに関する対応について（案）	13	確認	公表イメージ※6に初期約定価格のみを算定基準とする旨の記載があるが、システム外約定（追加調達）分を算定基準に含まない理由についてご教示いただきたい。		追加調達分も必要な調整力として調達されたものであることから、上限価格の算定基準に含むことが適切と考えられる。	追加調達の価格は属地エリアの一般送配電事業者との協議により決定することとしており、上限価格を設定するうえでは通常取引の価格を参照することが適切であると考えておりますので追加調達分については算定根拠に含めないこととしております。 追加調達分を考慮する方法もごさいますが、三次調整力②の追加調達量は市場約定量に対して規模が小さく、また、上限価格の算定において需給調整市場システムの約定結果に手作業で追加する必要がございます。このため、上限価格の算定に伴う作業量の低減や誤算定を防止する観点も踏まえ、上限価格の算定諸元をシステム約定価格のみとしております。

No	意見提出 対象	対象ページ番号 または条番号	お申し出 区分	ご意見内容	具体的提案	理由	回答
41	【説明資料】持ち下げ供出・起動費および上限価格の扱いに関する対応について（案）	13	確認	上限単価の見直しについて、実需給日に対応する2週間前までにHPでの公表および取引会員へメールで連絡いただけるとのことだが、事前に見直しスケジュールを公表いただきたい。		上限価格は事業者の入札行動に与える影響が大きいものである。上限価格を設定し見直すということであれば、取引会員に対し事前に見直しのスケジュールを示しておくことが適切と考えられる。	上限価格をもとにした事業性評価を行う期間として2週間程度前に公表することとさせていただいております。 上限価格の見直し頻度については当面の間6ヶ月に1回程度と考えておりますが、取引状況を踏まえ上限価格の水準については不断に見直すこととしておりますので、事前に見直しスケジュールについて公表することは考えておりません。 ご不便をおかけいたしますが、ご理解いただきますようお願いいたします。
42	【説明資料】持ち下げ供出・起動費および上限価格の扱いに関する対応について（案）	13	意見	公表イメージには同一の上限価格を利用する期間は原則6か月程度で、原則6か月分の三次②約定価格の加重平均が上限価格になるとあるが、燃料価格や卸電力取引市場価格の急激な変動などにより三次②約定価格にも大幅な変動があった場合に、6か月毎の見直しおよび6か月分の加重平均では、大幅な変動が及ぼす影響が過小評価されてしまうと思料。 なお、第89回制度設計専門会合資料7に記載の一般送配電事業者からの提案の内容には、「上限価格の設定見直し頻度は、1週間毎が適切と考える。」とある。		需給調整市場の入札価格は燃料価格や卸電力市場価格の変動の影響を受けるが、急激な燃料価格・市場価格変動があった場合にその影響が上限単価に適切に反映されないということであれば、実際の入札水準よりも低水準の上限価格となる可能性がある。その場合、事業者からの応札が少なくなるおそれがあると思料。	応れられる事業者の予見性を確保する観点から、上限価格の見直し頻度については当面の間6ヶ月に1回程度と考えておりますが、取引状況を踏まえ上限価格の水準については不断に見直すこととしております。 燃料価格の高騰等により上限価格の水準が妥当でない場合、国の審議会での議論を経て、6か月の期間によらず見直しさせていただきます。
43	【説明資料】持ち下げ供出・起動費および上限価格の扱いに関する対応について（案）	14	意見	事業者が誤って上限価格を上回る札を入札し、当該札が約定した場合はノーペナルティでの辞退を可能とする措置をとることとしてはどうか。		本来は上限価格を超える札は約定させないことが適切と考えられる。	上限価格は、調達費用の抑制の観点から、2026年度に全商品が前日取引に移行するまでの暫定的な措置として、2024年度及び2025年度の間は週間市場商品について設定することで整理されております。 2026年度以降については前日取引化に伴い、上限価格のあり方も見直される可能性があることから、需給調整市場システムの改修期間等を踏まえ本制度に関してはシステム改修しないこととしております。 また、実需給においてΔkWを供出するつもりのない価格で入札する行為は、需給調整市場の安定的な運用を妨げるおそれがございますので、ノーペナルティでの辞退を可能とする措置は実装しないこととしております。 ご不便をおかけいたしますが、誤入札とならないよう注意して入札していただきますようお願いいたします。
44	取引ガイド（案）	485	意見	取引ガイド485スライドで複合約定の許容範囲について記載いただいております。(A)で(イ)から(ロ)に該当しない場合に同一リソースが同一提供期間に複合商品と三次調整力②で同時に約定している場合の許容範囲の記載はありますが、単独の週間市場商品に約定し、三次調整力②にも約定した場合の三次調整力②の許容範囲はどうか。			ご提示いただいた場合の三次調整力②の許容範囲は、取引規程別冊（三次調整力②）第39条（アセスメント）(2)イに定める許容範囲となります。 いただいたご意見を踏まえ取引規程および取引ガイドを修正いたします。
45	取引ガイド（案）	486	意見	アセスメントIにおいては、ΔkW約定単価が安い順に実施することとなっているが、上限価格を適用した後のΔkW約定単価の安い順と考えて良いか。	アセスメントIに用いるΔkW約定単価が、上限価格を適用した後のΔkW約定単価の安い順であれば取引規程に明確に記載してほしい。	約定単価には上限価格が適用されるが、ペナルティIの料金には上限価格が適用されないΔkW約定単価が用いられる場合、ペナルティ料金が約定料金より高くなると考えられるため。	ご指摘を踏まえ、取引規程、取引ガイド、覚書を修正いたします。